

九州運輸局 同時発表

令和6年5月10日  
海事局安全政策課**船員法等関係法令※に違反した船舶所有者を公表します**  
～船員の安全確保に向けて～

国土交通省では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備、船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等関係法令に違反した船舶所有者に対し、船員災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的に、四半期ごとに公表を行っております。

今回は、令和5年度第4／四半期において、船員法等関係法令の違反に関する累計ポイントが一定以上に達した船舶所有者について、別紙のとおり公表し、国土交通省ホームページへ一定期間（6ヶ月）掲載いたします。

（掲載期間（6ヶ月）経過後は、別紙資料はホームページ上から削除いたします。）

**◎公表の対象**

- ・ 船員法第101条第1項に基づく「是正命令」に従わない船員法上の船舶所有者
- ・ 船員法等関係法令に違反し、累積ポイント（ポイント継続期間は最長2年間）が、120ポイント以上となった船員法上の船舶あるいは事業場の船舶所有者
- ・ その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者

**◎公表対象期間**

- ・ 令和5年度第4／四半期（令和6年1月～3月）

※船員法等関係法令・・・船員法、労働基準法、賃金の支払の確保等に関する法律、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法



&lt;問い合わせ先&gt;

海事局安全政策課 平本、中島

TEL 03-5253-8111（代表）（内線 43514、43554）

03-5253-8631（直通）

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和5年度第4／四半期(令和6年1月～3月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあっては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行っ た主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和6年5月10日	はやて3号	交通船	西海市 (法人番号：7000020422126)	長崎県 西海市	令和6年2月22日	適切な航海当直 を実施しておら ず、必要な員数 を乗り組ませて いなかった等の 違反事実を確認 したため。	戒告処分 (船員法第14条の 4、第70条等)	九州 運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先（管轄局）

九州運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

電話092-472-3181